ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CHINA LEGAL UPDATE

2023 年 3 月 27 日(No. 508)

Contents

Ⅰ. Topics
最近のセミナーや論文等の情報

Ⅱ. Lawyer's Eye
中国版標準契約条項(SCC)の公布

中国弁護士 胡 絢静
日本弁護士 若林 耕

Ⅲ. 中国法令アップデート
・国内企業の国外における証券発行及び上場に関する管理試行弁法
・新規上場株式登録管理弁法
・上場会社証券発行登録管理弁法
・優先株試行管理弁法
・デュアルユース品目の輸出管理業務のさらなる遂行に関する通知
・金融持株会社関連取引管理弁法
・個人情報越境国外移転標準契約弁法

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆当事務所のパートナー中川裕茂弁護士、スペシャルカウンセル尾関麻帆弁護士が WEB セミナーに登壇します。

日時：2023 年 4 月 27 日（木）13 時 30 分～16 時
【有料 WEB セミナー】中国個人情報保護法に基づく個人情報の中国からの越境移転　～標準契約方式を実務解説～
（株式会社商事法務）
https://www.shojihomu.co.jp/seminar?seminarId=20332430

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座（オンラインセミナー）を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

第 21 回（中国メインランド）：2023 年 4 月 20 日（水）
「似て非なる中国法
～「サイバー主権」等中国のデジタル戦略と日本企業のあるべき対応～」（仮）
講師：パートナー弁護士　森脇　章

第 22 回（中国メインランド）：2023 年 5 月 18 日（木）
「中国からの個人情報の越境移転～標準契約方式の解説～」（仮）
講師：パートナー弁護士　中川　裕茂
　　スペシャル・カウンセル弁護士　尾関　麻帆

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 18 回（中国メインランド）
日時：2022 年 9 月 21 日（水）
「中国ビジネス法大全その1」
講師：パートナー弁護士　射手矢好雄

第 19 回（中国メインランド）
日時：2022 年 10 月 12 日（水）
「中国ビジネス法大全その 2」
講師：パートナー弁護士　射手矢好雄

第 20 回（中国メインランド・台湾）
日時：2022 年 11 月 30 日（水）
「台湾有事に備えた日本企業の危機管理」
講師：パートナー弁護士　横井　傑
　　アソシエイト（台湾）/外国法事務弁護士　呉　暁青

II. Lawyer‘s Eye

中国版標準契約条項(SCC)の公布

中国弁護士　胡　絢静
日本弁護士　若林　耕

1. はじめに

EU の一般データ保護規則(GDPR)の標準契約条項 SCC に相当する中国版 SCC がこの度とうとう公布された。具体的には、国家インターネット情報弁公室から、2023 年 2 月 22 日付けで「個人情報越境移転標準契約弁法」(以下「本弁法」という。)が公布され、2023 年 6 月 1 日より施行される。個人情報越境移転標準契約書(以下「標準契約」という。)が本弁法の別紙とされる体裁となっている。

同弁法が公布されたことで、中国のデータ国外移転規制の本格化にエンジンがかかっている。すなわち、中国個人情報保護法 38 条においては、個人情報を適法に本土外に越境移転するために 3 つの方法(データ安全評価、個人情報保護認証、標準契約の締結)が規定されているところ、現時点において当該 3 つの方法について適用基準や具体的な手続き等がほぼ明らかになりつつある。本稿は本弁法のポイントを紹介する。

2. 本弁法のポイント

(1) 標準契約の締結を通じて個人情報の越境移転を行うための要件

標準契約の締結を通じて個人情報の越境移転を行うには、以下の事由すべてに合致した場合でなければならない(本弁法4条)。

(a)重要情報インフラ運営者ではないこと
(b)取扱う個人情報が 100 万人に満たないこと
(c)前年 1 月 1 日からの本土外への個人情報の提供が累計で 10 万人に満たないこと
(d)前年 1 月 1 日からの本土外への機微な個人情報の提供が累計で 1 万人に満たないこと

これは、2022 年9月1日付けで施行された「データ越境移転安全評価弁法」に基づき国家インターネット情報弁公室に対する「安全評価」の申告が必要となる条件との対照である(すなわち、以上の条件のいずれかに合致する場合、越境移転に関し(標準契約の締結ではなく)「安全評価」を踏まなくてはならないということである。)。

(2) 標準契約の締結に関連する行政手続等が明らかにされた

留意が必要であるのは、本弁法によれば、本土内の個人情報取扱者(移転者。以下同様である。)と本土外受領者の間で標準契約を締結するだけでは足りない。大きく申し上げれば、まずは個人情報の越境移転の前に、当事者において個人情報保護影響評価(以下「影響評価」という。)を実施する必要がある。また、本土内の個人情報取扱者の義務として、当該標準契約の発効日から 10 営業日以内に、当該標準契約、影響評価報告書を所在地の省級インターネット情報部門に届出なければならない。なお、本弁法からみるに、当該届

出は、個人情報越境移転の事前許認可には位置づけられておらず、行政上の管理を目的として事後的な届出（報告）に留まるとみられる。

（3）標準契約が想定している移転のパターン

別紙とされた標準契約をみると、越境移転の形態としては以下の 2 パターンが想定されている。本土内の個人情報取扱者から本土外受領者への個人情報の提供を基本としつつ、本土外受領者はさらに自ら個人情報の取扱目的、取扱方法を決定する者（同じく個人情報取扱者）である場合と、本土内個人情報取扱者から処理を受託するだけの受託者とに分けられる。

この点、GDPR の SCC の場合は、①管理者（※中国法でいうところの個人情報取扱者）から管理者への移転、②管理者から処理者（※中国法でいうところの受託者）への移転、③処理者から処理者への移転、④処理者から管理者への移転の四つのパターンを想定されている。これに比較して、中国版標準契約書が想定しているのは、①と②のみを念頭に置いていると思われる。③のパターンは例えば、中国本土内の受託者（例えば給与・福利などの計算の受託）が、その受託業務の一部をさらに本土外の者に再下請けを行う場合である。④のパターンは、本土外の者が本土内の業者に個人情報処理の業務委託をしている場合である。③と④について、そもそも本弁法の規制を受けることなく個人情報の越境移転ができるのか、規制の適用がある場合、どのような標準契約を締結すればよいのか等は明らかではない。今後の実務での運用を待つ必要がある。

（4）標準契約の追加合意、締結方法等

当事者は標準契約の条項に抵触しない範囲で、他の条項を合意することが可能とされる。どの程度の合意が許容されるのかも今後実務の動向をみる必要がある。具体的な条項の内容は添付の和訳をご参照されたい。

実務上、例えばグループ内の個人情報越境移転の場合、複数の本土内の子会社から本土外の親会社に個人情報を移転する場合が少なくないが、その場合に各子会社と親会社が一通の標準契約書の当事者として締結することが可能かは問題となり得る。本弁法には明確な定めがないが、各当事者が標準契約における定めを遵守する前提であれば、そのような方法も可能と考えるのが合理的であるが、最終的には実務での運用を待たなければならない。最も、GDPR の SCC はこの形式が採用されている

（5）影響評価の実施

影響評価について、以下の内容を重点的に評価しなければならない（本弁法5条）。

（a）個人情報取扱者及び本土外受領者が個人情報を取扱う目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性

（b）越境移転する個人情報の規模、範囲、種類、機微の程度、個人情報越境移転が個人情報の権益にもたらすおそれのあるリスク

（c）本土外受領者が負うことを承諾した義務、及び義務の履行に係る管理及び技術措置、能力等が個人情報越境移転の安全を保障できるか否か

（d）個人情報越境移転後の改ざん、破壊、漏洩、紛失、違法な利用等のリスク、個人情報の権益を維持保護するルートが円滑化されているか否か

（e）本土外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規が標準契約の履行に与える影響

（f）個人情報越境移転の安全に影響するおそれのあるその他の事項

なお、影響評価の報告書については本弁法は特定の様式を要求していないため、上記の内容をカバーできるものであれば足りると理解される。もっとも、「データ越境移転安全評価弁法」に定められるデータ越境移転リスク自己評価の評価項目と類似点が多いことから、当該リスク自己評価に関する評価報告書のテンプレート[1]を参考にして、作成することが考えられる。また、影響評価は、当該リスク自己評価と比べより簡略化したもので問題ないと思われる。

（6）標準契約の見直しと個人情報保護影響評価の再実施が必要な場合

標準契約の期間は当事者で決めることができ、また影響評価報告書の有効期限についても特段の定めがない。但し、以下の場合は、影響評価の再実施、標準契約の補充もしくは再締結、更に当局への届出を履行しなければならない（本弁法8条）とされている。

（a）本土外に個人情報を提供する目的、範囲、種類、機微の程度、方法、保存場所又は本土外受領者が個人情報を取扱う用途、方法に変化が生じ、又は個人情報の本土外における保存期間を延長するとき

（b）本土外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規に変化が生じる等、個人情報の権益に影響するおそれがあるとき

（c）個人情報の権益に影響するおそれがあるその他の事由

3. 最後に

本弁法は 2023 年 6 月 1 日より施行されるが、それ以前にすでに行われている越境移転についても、施行日から 6 ヶ月以内に必要な適法要件を完了させなければならないとされている（本弁法 13 条）。例えば、過去に移転した情報を本土外受領者が引続き保有している、または本土外からアクセスできる状態である場合、本弁法に従って標準契約の締結等の必要な措置を取ることが必要である。スケジュールラインとしては、理想的には 2023 年 6 月 1 日に向けて、遅くとも 2023 年 12 月 1 日までに、標準契約の締結、個人情報保護影響評価の実施、及び当局への届出を終わらせるように計画しなければならない。

以上

[1] 当該テンプレートは「データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第一版）」の添付ファイル4として公開されている。

III. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、なんといっても、個人情報保護法に関連する中国版標準契約（中国版 SCC）の公布であろう。具体的には、2023 年 2 月 22 日付けで国家インターネット情報弁公室から「個人情報越境移転標準契約弁法」が公布され（2023 年 6 月 1 日から施行される。）、同弁法の別紙として「個人情報越境移転標準契約書」（「中国版 SCC」と俗称される）が添付されている。同弁法が公布されたことで、中国のデータ国外移転規制の本格化にエンジンがかかっている。同弁法のポイントは、今号の Lawyer's Eye でも解説しているため、是非そちらも参照されたい。

また、「個人情報越境移転標準契約弁法」及び「個人情報越境移転標準契約書」について、弊事務所で和訳も作成しているため、ご入用の方は本ニュースレターアドレスまでご連絡ください。

それ以外には、中国企業の国外における IPO についての中国での手続き等を定めた「国内企業の国外における証券発行及び上場に関する管理試行弁法」が注目される。これまでも中国企業の国外 IPO については中国で各種規制が別個の規制・通知等において存在していたが、中国証券監督管理委員会がそれらを統一的な弁法として規範化した点がポイントである。

執筆担当：日本弁護士　若林　耕

公布済み法令

＜商法＞

国内企業の国外における証券発行及び上場に関する管理試行弁法

［ポイント］ 中国証券監督管理委員会は、2023 年 2 月 17 日、「国内企業の国外における証券発行及び上場に関する管理試行弁法」（以下、「本弁法」という）及び本弁法に付随する監督規則適用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）の第1号から第 5 号を公表した。

本弁法は中国企業の国外における直接上場と間接上場（主な事業活動が国内にある企業が、国外企業の名義で、国内企業の資本、資産、収益またはその他の類似する権益に基き海外で上場することを指す。本弁法の意見募集稿と VIE スキームによる間接上場についての説明は 2022 年 1 月 19 日に発行された China Legal Update 第 494 号をご参照されたい）に関する要求や手続等を統一的に規定するものであり、国外上場の中国国内規制を承認制から届出制に変更している。本弁法の内容は 2023 年 3 月 31 より施行され、特に以下の点が注目される。

（1）届出義務者

国外市場に直接上場を申し込む国内企業の他、以下の要件を形式的に満たす場合には、国内企業の国外における間接上場と認定され（本弁法 15 条）、証監会に届け出る義務を負う。

①国内企業の直近一会計年度の売上、利益総額、総資産又は純資産が、発行者の同時期の監査済財務諸表のデータの 50%を超える場合。

②経営管理を行う高級管理人員の多数が中国公民又は中国国内に居住しており、経営の主たる場所が国内にあり、又は国内で実施展開される場合。

間接上場の認定は「実質優先」の原則が適用され、更にガイドライン第1号に、国外において開示されるリスクが主に中国境内と関連する場合、届出義務者に該当するかの認定について証券会社及び中国弁護士の

判断を要する旨が記されている。したがって、以前より懸念されていたとおり、日本企業が上記の基準を満たす可能性はあり、その場合日本で上場する際にも中国の証監会への届け出る義務が生まれる可能性がある。
(2)届出期限:新規上場の場合は国外の申請後 3 営業日内、同一市場においての証券発行は発行完了後 3 営業日内に証監会に届け出る必要がある(本弁法 16 条)。
(3)届出内容:ガイドライン第 2 号によると、届出人は届出報告書を作成する必要があり、届出報告書に付随する必要な書類等は①届出人の株主会、取締役会決議、②届出人の株式及び支配権構図、③上場プロジェクトの人員リスト、④政府部門の監督意見など(必要な場合)、⑤政府の安全審査意見(必要な場合)、⑥中国の弁護士による法律意見書、⑦公開買付説明書などが含まれる。
(4)届出の手続期間:材料が完備している場合、証監会は 20 営業日以内に届出手続を完了し、インターネットを通じて届出情報を公開するとされている(本弁法 19 条)。
(5)重大事項発生後の報告義務:上場後企業の支配権変化、非公開化、外国政府による捜査の対象になるなど重大な事項発生後に報告する義務があるとされている(本弁法 22 条)、なお本弁法にこの報告義務に関する罰則は設けられていない。
(6)国外上場禁止企業:主に禁止対象となっているのは、中国国内で上場が禁止されている企業、国外上場により国家安全を脅かす可能性がある企業、重大な違法行為がある可能性の企業、株式に重大な紛争がある企業など含まれている。
(7)人民元による融資・配当の適法化:従来は中国企業が国外で上場した場合、外国の投資者との間で外幣による支払いが強制されていたが、本弁法により、人民元による融資・配当が適法化されている。
(8)届出制への過渡に関する規定:既に海外での上場を批准されている企業は本弁法施行後に届け出る必要はなく、再融資時や再上場などの際のみ届け出る義務がある。

[原文] 境内企业境外发行证券和上市管理试行办法(中国证券监督管理委员会公告〔2023〕43 号)
[公布/公表機関] 中国証券監督管理委員会(中国证券监督管理委员会)
2023 年 2 月17 日公布、2023 年 3 月 31日施行
執筆担当:中国弁護士 石瀛

新規上場株式登録管理弁法

[ポイント] 中国証券監督管理委員会は、2023 年 2 月 17 日、証券取引所への新規株式公開(IPO)時の制度について従来の証券監督管理当局の審査承認を経る「認可制」から、各証券取引所が上場可否を判断する「登録制」へ全面的に移行することを発表した。これまでは、2019 年に上海証券取引所内に新設された新興企業向け市場「科創板」で「登録制」の試験運営が開始され、2020 年に深圳証券取引所内のベンチャー企業向け市場「創業板」で導入がなされ、その後北京証券取引所でも導入されていた。約 4 年にわたる試験運営を経て、今回の全面導入に至った。

同登録管理弁法は、総則、発行条件、登録手続き、情報開示、監督管理及び法的責任、附則の 6 章、計 71 条より構成され、登録制を全面的に実施するための全体的な枠組みが設けられている。主な内容は以下のとおりである。

(一)総則

取引所における上場発行は登録制を全面的に実施する。取引所が上場審査を行った後、中国証券監督管理委員会に登録を行うことを明確にした。発行者と推薦人、証券サービス機構の主体的責任を明確にした。

(二)発行条件

情報開示を中心に、重大性の原則に基づいて企業の基本的な法に準拠したコンプライアンス及び財務規範を管理し、リスクを防止することを強調する。現行の主板の発行条件における未補填損失の不存在、無形資産の比率制限などに関する要求を削除した。

新規上場申請は以下の 4 つの基本条件を満たさなければならないことを規定する。①組織機構が健全で、3 年以上経営を持続していること。②会計基礎業務の規範化、内部統制制度の健全化及び有効性。③発行者の株式所有権の帰属がはっきりしており、事業が完全で、市場において直接に独立して持続的に経営する能力を有すること。④生産経営が法律法規を遵守し、同「登録管理弁法」に規定される内容に違反する記録が存在しないこと。

（三）登録手続き

第一に、取引所の審査段階で、取引所はヒヤリングなどの方法を通じて発行上場審査を行い、発行者が発行条件と情報開示の要求に合致するか否かの意見を発行する。第二に、中国証券監督管理委員会は、登録段階で、取引所の審査意見及び関連資料を受領した後、取引所の審査意見に基づいて法に従い登録手続きを行い、20 営業日以内に発行者の登録申請に対して登録を行うか否かの決定を下す。

（四）情報開示

第一に、発行者が情報開示の真実性、正確性及び完全性を保証しなければならないことを明確にした。第二に、発行者及びその董事、監事、高級管理職、支配株主、実質的支配者、推薦人、証券サービス機構及び関係者の情報開示における責任を厳格に遂行する。

2 月 20 日は A 株全面登録制が正式に実施されてから初の平日であり、上海取引所と深セン取引所の主板で IPO 申請が行われた初日でもあった。当日、全面登録制の下で最初に正式に受理された主板 IPO 企業は、上海証券取引所の主板上場申請企業の 7 社と深セン圳証券取引所の主板上場申請企業の 9 社であった。これらの企業は、いずれも 2021 年末から 2022 年 6 月までに証券監督管理委員会に上場申請を正式に提出しており、現在はそれらのほとんどが証券監督管理委員会の 1 回目の回答を受け取り、目論見書を更新している。

［原文］ 首次公开发行股票注册管理办法（中国证券监督管理委员会令第 205 号）

［公布／公表機関］中国証券監督管理委員会（中国证券监督管理委员会）

2023 年 2 月 17 日公布、同日施行

執筆担当：北京事務所顧問　李加弟

上場会社証券発行登録管理弁法

［ポイント］ 本弁法は、中国の上場会社による証券発行に関する証券取引所への登録制の導入に伴い、「上場会社証券発行管理弁法」（上市公司证券发行管理办法（证监会令第 163 号））に代わるものとして制定されたものである。2020 年 6 月には深圳証券取引所内のベンチャー企業向け市場「創業板」について、2020 年 7 月には上海証券取引所内に新設された新興企業向け市場「科創板」について、証券監督管理当局ではなく証券取引所が発行の可否を判断する「登録制」が試験的に導入されていたが、本弁法により、かかる登録制が各証券取引所の各市場において統一的に適用される制度として全面的に導入されるに至った。なお、本弁法は、当局による立法趣旨の説明において「再融資登録弁法」（再融资注册办法）と呼ばれているように、既に資本市場からの資金調達を行っている企業がさらに証券を発行して資金調達を行う場面が想定されている（IPO に関しては新規上場株式登録管理弁法（上記参照）が適用される。）。

本弁法は上場会社による株式、転換社債、預託証券、国務院が認定するその他の品種の証券の発行について適用される。発行を行う証券の種類ごとに発行条件が定められている（発行市場が科創板や創業板の場合に適用される例外的条件に関する規定も見られる）ほか、具体的な発行手続（董事会や株主総会における具体的な決議事項や、その後の登録手続、情報開示等）や、上場会社による証券発行及びその引受に関する補充的規則（上場会社によるものに限らない一般的な規則については本弁法と同時に公布・施行された「証券発行及び引受管理弁法」（证券发行与承销管理办法（中国证券监督管理委员会令 208 号））が定めている）、監督管理の体制及び違反にかかる法的責任について定めが置かれている。

［原文］上市公司证券发行注册管理办法（中国证券监督管理委员会令第 206 号）
［公布／公表機関］中国証券監督管理委員会（中国证券监督管理委员会）
2023 年 2 月 17 日公布、同日施行
執筆担当：日本弁護士　唐沢晃平

優先株試行管理弁法

［ポイント］本弁法は、中国における優先株の発行に関する詳細を定めたものであり、2014 年 3 月 21 日に公布された。この度、中国における株式発行にかかる「登録制」の実施（上記において紹介した国内企業の国外における証券発行及び上場に関する管理試行弁法、新規上場株式登録管理弁法、上場会社証券発行登録管理弁法の制定を含む。）に伴い微修正が加えられた。具体的には、上場会社が優先株を発行する場合は、上場会社証券発行登録管理弁法に従って証券取引所に申告するものとの定めが置かれた。また、優先株の「公開発行」と「非公開発行」という表現が改められ、「不特定対象への発行」と「特定対象への発行」という証券法上用いられている表現に統一された。

中国会社法は普通株式以外の種類株式の発行が可能である旨を定めており（会社法 131 条）、2013 年 11 月 30 日に公布された「優先株の試験的展開に関する指導意見」及び本弁法に基づき、株式会社（股份有限公司）には優先株の発行が認められている。一方、日系企業を含む多くの外商投資企業は有限会社（有限公司）であるため、優先株の発行はできないことに留意されたい。

なお、有限会社においても、利益配当権については、持分比率によらない利益配当の方法を合意することができるとされており（会社法 34 条）、議決権についても定款において持分比率とは異なる議決権の行使を定めることができるとされている（会社法 42 条）。2020 年 1 月 1 日の外商投資法の施行により、外商投資企業に対しても会社法が適用されることとなったが、外商投資企業においても合弁契約において左記のような別段の合意を行ったり、定款に別段の定めを置いたりする実例が見られるようになっている。

［原文］优先股试点管理办法（中国证券监督管理委员会令第 209 号）
［公布／公表機関］中国証券監督管理委員会（中国证券监督管理委员会）
2023 年 2 月 17 日公布、同日施行
執筆担当：日本弁護士　唐沢晃平

＜貿易・税関＞

デュアルユース品目の輸出管理業務のさらなる遂行に関する通知

［ポイント］商務部は、2023 年 2 月 12 日、デュアルユース品目の輸出管理業務をより一層推し進めるため、「輸出管理法」及び関連する規定に基づき、「デュアルユース品目の輸出管理業務のさらなる遂行に関する通知」（以下「本通知」という。）を発布した。本通知は、デュアルユース品目の輸出管理業務に関する 7 つの項目について、各省レベルの商務主管部門の役割を定めており、主な内容は、次のとおりである。

- 管轄区域内のデュアルユースの輸出申請資料の伝達報告業務を継続して行い、管轄区域内のデュアルユース輸出経営者が、輸出関連法令に厳格に従い、商務部に正確な輸出申請資料を提出するよう指導しなければならない（第 3 項）。
- 管轄区域内のデュアルユース輸出経営者が、「デュアルユース品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」（2021 年 4 月 28 日発布）に基づいて、内部コンプライアンス制度を構築し、主体責任を十分に果たせられるように、積極的にはたらきかけなければならない（第 4 項）。
- 管轄区域内のデュアルユース輸出経営者が、関連する政策・便宜措置を十分に使用するように、積極的にはたらきかけなければならない（第 5 項）。

本通知は、輸出経営者が「輸出管理法」等の規定に基づく義務を遵守できるように、各省レベルの商務主管部門の役割・義務を明確にし、デュアルユース品目の輸出管理業務を推し進めるために定められたものであると考えられる。

［原文］关于进一步做好两用物项出口管制工作的通知（商办安管函〔2023〕35 号）

［公布／公表機関］商務部（商务部）

2023 年 2 月12 日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士　芳賀洋一

＜金融＞

金融持株会社関連取引管理弁法

［ポイント］習近平総書記が 2017 年に発した金融監督強化の大号令を受け、中国人民銀行は、2020 年 9 月に金融持株会社監督管理試行弁法を公布し、金融持株会社の設立について規制を設けた。この流れで制定された本弁法は、前記の試行弁法に基づいて設立された金融持株会社とその「関連当事者」（关联方）との間の「関連取引」（关联交易）を規制するものである。以下では、本弁法の要点を紹介する。

1　本弁法第 2 章（第 6 条から第 10 条）は金融持株会社の「関連当事者」を列挙している。例えば金融持株会社の支配株主や董事、監事などがこれにあたる。もっとも、これはいわゆる例示列挙であり、関連当事者の認定は、金融持株会社又はその附属機関の利益の不適切な移転をもたらす可能性の有無という実質的な基準で判断される。

2　金融持株会社又はその附属機関とこれらの関連当事者との間の取引を「関連取引」というが、関連取引について、金融持株会社に以下の義務を課される。

- ガバナンス体制の構築。例えば、関連取引管理委員会などの部署の設置（第 18 条）が求められる。また、一定の要件を満たす重大な関連取引（第 16 条）については、董事会ないし株主（総）会の決議が要される（第 27 条）。
- 情報の収集及び報告。関連当事者及び関連取引情報ファイルの構築、中銀への報告及び事業報告での開示などが義務付けられている（第 19 条、第 20 条、第 5 章）。なお、この規定は、金融持株会社の附属機関についても準用されている（第 36 条第 3 項）。
- 関連取引を合理的な価格で行うこと（第 21 条、第 26 条）。
- リスクが集中しすぎないように関連取引を管理すること（第 22 条）。そのため、金融持株会社は、自身の関連取引に加え、その子会社などの附属機関の関連取引についても管理しなければならない（第 2 章第 3 節、第 4 節）。
- 禁止された関連取引を行わないこと（第 23 条）。

3　上記の義務に違反した場合、是正勧告、違法所得の没取、制裁金などの罰則が設けられている。

［原文］金融控股公司关联交易管理办法（中国人民银行令〔2023〕第 1 号）

［公布／公表機関］中国人民銀行（中国人民银行）

2023 年 2 月1日公布、2023 年 3 月1日施行

執筆担当：日本弁護士　張超鵬

＜社会法＞

個人情報越境国外移転標準契約弁法

［ポイント］本弁法は、本土内個人情報取扱者と本土外受領者の間で標準契約を締結する方法を通じて、個人情報の越境移転を行うことに関し、その要件、必要な法的プロセスを定め、標準契約書のフォームも別紙として公開している。要件としては、（1）重要情報インフラ運営者ではないこと、（2）取扱う個人情報が 100 万人に満たないこと、（3）前年 1 月 1 日からの本土外への個人情報の提供が累計で 10 万人に満たな

いこと、(4)前年 1 月 1 日からの本土外への機微な個人情報の提供が累計で 1 万人に満たないことをすべて合致した場合でなければならない。また、標準契約の発効及び個人情報保護影響評価の実施後に個人情報の越境移転を行うことができるが、本土内個人情報取扱者は、標準契約の発効日から 10 営業日以内に、所在地の省級インターネット情報部門に対し、標準契約及び個人情報保護影響評価報告書を届け出なければならない。標準契約書の当事者は、標準契約書のフォームに定めている規定と齟齬が生じない範囲で、その他の規定を取決めることもできる。詳細は Lawyer's eye をご参照されたい。

［原文］个人信息出境标准合同办法(国家互联网信息办公室令第 13 号)

［公布／公表機関］国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

2023 年 2 月 22 日公布、2023 年 6 月1日施行

執筆担当：中国弁護士　胡絢静

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

- 弁護士　射手矢　好雄（yoshio.iteya@amt-law.com）
- 弁護士　森脇　章　（akira.moriwaki@amt-law.com）
- 弁護士　中川　裕茂　（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）
- 弁護士　若林　耕　（ko.wakabayashi@amt-law.com）
- 中国弁護士　屠　錦寧（tu.jinning@amt-law.com）
- 弁護士　尾関　麻帆（maho.ozeki@amt-law.com）
- 弁護士　横井　傑（suguru.yokoi@amt-law.com）
- 弁護士　唐沢　晃平（kohei.karasawa@amt-law.com）

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。